

成田市国民健康保険運営協議会会議概要

1. 開催日時

平成29年2月2日（木）午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所議会棟 3階執行部控室

3. 出席委員

今井委員、丸委員、椿委員、小幡委員、藤崎委員、富澤委員、
宇野澤委員、西山委員、込山委員、大三川委員

4. 市側出席者

（執行部）

大木市民生活部長

（事務局職員）

保険年金課

山田課長、谷平主幹、内田主幹、鈴木副主査、大橋主事

納税課

山田課長、宮野主幹

5. 議題等

（1）諮問事項

諮問第1号 成田市国民健康保険税条例の一部改正（案）

について

(2) 報告事項

- ①報告第1号 平成29年度国民健康保険特別会計（事業勘定）
予算（案）について
- ②報告第2号 平成29年度国民健康保険特別会計（施設勘定）
予算（案）について
- ③報告第3号 平成29年度国民健康保険事業計画（案）について

6 議事（要旨）

諮問第1号、成田市国民健康保険税条例の一部改正（案）について、
事務局より説明

質問 成田市は一段階前の課税を採用しているが、他の一段階前課税
を採用している市も標準税率まで引き上げるのか。

答え 一段階前課税を採用し、29年度に課税限度額を法定限度額の
89万円に引き上げる市は県内で7市あり、印旛管内の佐倉
市・四街道市・八街市・印西市・富里市の5市と、市川市や浦
安市が実施予定である。広域化後の方向性は、まだ定まってお
らず未定。

質問 広域化後の保険税率について、これまでと同じ軽減策を取って
いく予定との説明だが、具体的にどういったやり方で維持する
のか。

答え 広域化後の税率等については、国民健康保険の財政運営が広域
化されると、県から示される納付金を本市が負担して支払うよ
うになる。これにより、今まで市の国保特別会計から支払って

いた保険給付費は、県の特別会計から全額支払われるようになる。このため、インフルエンザなどにより医療費が突発的に増加することがあっても、安定した国民健康保険の運営ができるようになる。

また、標準保険税率を算定するにあたり、千葉県では所得割と均等割の2方式で示すとされているが、本市では、これに平等割を含めた3方式で国保税を計算しているため、県から示された標準保険税率を参考にしながら、急激な負担増にならないよう、制度外繰入金も含め保険税率を検討している。

質問 一般会計からの繰入金は、どれ程の額を維持していくのか。

答え 繰入金の維持については、納付金を納めるのに必要な標準保険税率について、それを算定する場合、制度外繰入金は考慮されずに計算される。標準保険税率で課税することになると、基本的に制度外繰入金を入れる必要がないためである。

一方、29年度に約15億円の制度外繰入金を計上しており、これにより県内で最も低い税率を維持しているが、県から示された税率を当てはめると保険税額が上がってしまう。このようなことから、示された保険税率を参考にしながら、急激な負担増とならないよう制度外繰入金を含めて税率を検討したいと考えている。

質問 30年度以降も軽減策を考えているのであれば、あえて29年度から課税限度額を引き上げず、次年度に持ち越してもいいのではないか。

答え 広域化において、課税限度額を引き上げることも県全体の計算

の中に算定されている。従って、据え置きのみままでいると、さらに本市と県との間に差が開いてしまう。また、法定課税限度額と同額にすることによって、高額所得者からの多少の収入も見込めるため引き上げたい。

質問 広域化により、国民健康保険税が上がることになるが、それに伴い独自の補助やサービスを提供する予定はあるのか。

答え 国民健康保険の制度の中でのサービスを提供している。独自の事業としては、人間ドックの助成や糖尿病性腎症重症化の予防事業を行っている。その他、市の施策として中学3年生までの子ども医療費の上乗せ助成を行っている。

質問 今までは、医療費の支払いに不足が生じた場合、基金で調整していたが、広域化後は県の納付金を支払う形で一本化されると不足が生じた場合はどうなるか。

答え 広域化後の国民健康保険財政の運営については、県で国保の特別会計をつくり、今まで各市町村に交付されていた国や県の交付金は県の特別会計の歳入となる。医療費の不足分は、各市町村から納付金という形で納めてもらい、医療の支払いに充てる流れになる。

また、本市の国民健康保険財政調整基金は、現在約40万円の残高しかないため、本市の不足分を基金で補填する考えはない。県の特別会計では、国の助成によって基金を設け財政の調整を行う予定になっている。

質問 医療費の支払いに必要な費用は納付金という形で納めるが、本

市の基金が無いことから、国民健康保険税の軽減策部分をどこから負担するのか。

答え 基金が40万円程度しか残高がない状態のため、10数億円の一般会計からの繰入金を行っている。今後、どれぐらい納付金との差額が生じるかという問題がある中で、今のところ基金を設ける考えはないが、一般会計でどこまで補填できるかが課題である。

(諮問第1号、成田市国民健康保険税条例の一部改正(案)は、全員賛成により原案のとおり承認される)

答申案について事務局より説明

(答申案は、全員異議なしで承認される)

報告第1号、平成29年度国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(案)について、及び報告第2号、平成29年度国民健康保険特別会計(施設勘定)予算(案)について事務局より説明

質問 事業勘定に関して、国民健康保険税が減っている原因はなにか。

答え 国民健康保険税の本年度予算を4,414万4千円減と計上しているが、これは国民健康保険の加入者が減少していることが1つの原因である。28年12月末の加入者は、32,281名であり、前年度と比較すると1,575名、率にして5.2%減少している。

また、社会保険に加入する方の増加に伴い、国民健康保険の資

格を喪失する方も増えている。

質問 歳出の保険給付費について、療養給付費交付金が大幅に減少した原因は、退職被保険者が一般の国民健康保険へ切り替わったことによるのか。

答え 保険給付費に関しては、6億3,728万7千円増と見込んでおり、率にして約7.1%増を計上している。保険給付費は増加が続いており、要因としては、社会保険に加入していた方が退職し、国民健康保険に加入することで、医療費がかかってくる世代の方が増加することが考えられる。

また、高齢化の進展で加入者の年齢構成が高くなることにより、医療機関への受診機会が増えるといった原因もある。65歳から74歳までの前期高齢者の加入状況は、27年度の統計で11,633名、前年度と比べると439名増加しており、今後も増加傾向が続くと考えている。

質問 施設勘定の外来収入が減っている原因はなにか。

答え 大きな病院に通院していた方が、ある程度症状が安定したため逆紹介という形で、かかりつけを診療所に切り替える患者が増えている。このような患者が大きな病院で処方されていた薬は、量も種類も多く診療所の院内処方では対応しきれないため院外処方としている。

また、高齢の患者が多いことから通院が難しいため、血圧の薬などに関しては調剤の処方期間を長くしている。このようなことから、診療報酬が減少していると考えられる。

質問 事業勘定の歳入について、滞納金の徴収見込率が20.4%となっているが、こういった考えに基づいて算出されたのか。

答え 徴収率の向上見込みに関しては、現在、滞納整理の強化を図っており、執行件数・収納額も増加傾向にある。来年度の徴収見込率は、徴収努力に加え滞納処分、特に最近では債権に特化した滞納処分に当たっているためそれを見込んで算出している。

報告第3号、平成29年度成田市国民健康保険事業計画（案）について事務局より説明

質問 資格の適正化について、国民健康保険と社会保険に重複して加入している方への対応はどうしているのか。

答え 重複加入の対応については、年金記録をもとに対象者の抽出をかけ、年3回ほど勧奨通知を送付している。28年度は、現在2回実施しており、602名に重複加入についての勧奨通知を送付し、399名が資格の喪失手続きを行った。その他に、年1回適用適正化として社会保険の扶養の認定調査を行っている。今年度は、1月に155件の調査書を送付し適用適正化に努めている。

質問 資格証明書について、1年間に何件の取り扱いがあるか。

答え 27年度の交付実績は、年度末で57世帯になり、前年度より20世帯減少している。本年度は、12月末現在で78世帯となっている。

その他、国保広域化の状況について事務局より説明

質問 広域化により、市町村に設置される国保運営協議会の位置づけや役割は変わるのか。

答え 広域化によって、県にも国保運営協議会が設けられ、特別会計が設置されるので、財政運営の協議や県全体の方針の決定は県で行うこととなる。各市町村では、示された標準保険税率に対して、実際どのような税率で算定するか、の議論や資格・給付の管理などを市の運営協議会で今まで通り協議していく。

成田市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）
について事務局より説明

会議の概要は、以上のとおりです。

7 傍聴

3名

8 次回開催日（予定）

平成29年 7月